

奈良市公報

号 外 第 9 号

平成19年 4 月26日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○奈良市法令遵守の推進に関する条例……………	1
○奈良市行政組織条例の一部を改正する条例……………	3
○地方自治法の一部改正に伴う関連条例の整備に関する 条例……………	3
○奈良市副市長定数条例……………	4
○奈良市附属機関設置条例及び奈良市特別会計条例の一 部を改正する条例……………	4
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の 整備に関する条例……………	4
○奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例……………	5
○職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例 の一部を改正する条例……………	5
○奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改 正する条例……………	5
○奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例……………	6
○奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………	6
○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正 する条例……………	10
○奈良市墓地条例の一部を改正する条例……………	10
○奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部 を改正する条例……………	11
○奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	11
○奈良市介護保険条例の一部を改正する条例……………	12
○奈良市文化振興条例……………	12
○奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例…	13
○奈良市写真美術館条例の一部を改正する条例……………	14
○奈良市音声館条例等 ^{おんじょう} の一部を改正する条例……………	14
○奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例……………	15
○奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例……………	16
○奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例……………	16
○奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例……………	17
○奈良市税条例の一部を改正する条例……………	17

条 例

奈良市法令遵守の推進に関する条例をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 4 号

奈良市法令遵守の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の機関において法令遵守を推進するための行動規範の確立及びその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、市民に対して法令遵守への理解と協力を求めることにより、市民と共に公正かつ民主的な市政の運営を実現し、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び水道事業管理者をいう。
- (2) 任命権者 法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。
- (3) 不当要求行為等 違法行為の要求(不作為の要求を含む。以下この号において同じ。)その他職員の公正な職務の遂行を妨げる行為又は暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為であって規則で定めるものをいう。

(職員の責務)

第 3 条 職員は、法令遵守の重要性を深く認識し、市民全体の奉仕者としての立場を自覚して常に市民の福祉の増進を目指して公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政にかかわりのあるすべての者に対して業務に関する説明を十分に行わなければならない。

(管理監督者の責務)

第 4 条 管理監督の立場にある職員は、法令遵守の推進を図るため、部下の職員の公正な職務の遂行について適切な指導監督及び援助を行わなければならない。

(任命権者の責務)

第 5 条 任命権者は、法令遵守の推進が図られるよう職員研修を実施するとともに、その権限の下にある組織の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、常に市政の運営に関心を持ち、職員による公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする。

(不当要求行為等審査会)

第7条 本市における法令遵守体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、奈良市不当要求行為等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、次に掲げる事項を担当する。

(1) 市長の諮問に応じ、法令遵守体制の整備に関して調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べること。

(2) その他この条例に基づき法令遵守の推進を図ること。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他法令等又は行政事務に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為等対策委員会)

第8条 本市における不当要求行為等を未然に防止するとともに、市として統一的な対応方針等を定めることにより、市民及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、奈良市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 不当要求行為等についての情報交換に関すること。

(2) その他対策委員会が必要と認める事項

3 この条例に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(法令遵守監察監)

第9条 市長は、本市の組織における法令遵守の状況を管理させるため、法令遵守監察監を置くものとする。

2 法令遵守監察監は、日常的な法令遵守及び不当要求行為等への対処に関し、職員からの相談に応じ、職員の指導を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた職員の義務)

第10条 職員は、不当要求行為等を受けたときは、これを拒否しなければならない。

2 職員（市長を除く。）は、不当要求行為等を受けたときは、直ちに上司に報告しなければならない。

(上司の義務)

第11条 前条第2項の規定による報告を受けた職員は、直ちに、当該報告に係る不当要求行為等の内容に応じて部下の職員の公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該報告に係る不当要求行為等によって公正な職務の遂行に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、速やかに当該報告の内容を対策委

員会に報告しなければならない。

(審査会等への通知)

第12条 対策委員会は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る不当要求行為等への対応方針及び事後措置を協議検討し、その結果を前条に規定する報告を受けた職員に通知するものとする。この場合において、対策委員会が必要と認めるときは、その結果を審査会に通知するものとする。

(審査会の任務)

第13条 審査会は、対策委員会から前条の規定による通知があった場合において、当該通知の内容が公正な職務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 審査会は、前項の規定による調査の結果を、対策委員会、市長及び関係のある任命権者に報告しなければならない。

3 審査会は、前項の規定により調査結果の報告を行うときは、任命権者が行うべき措置について、意見を述べることができる。

(調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第7条第2項各号に規定する事項に関する調査審議の手続については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

(不当要求行為等の行為者への警告)

第15条 任命権者は、第13条第2項の規定による審査会の報告を受けたときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告を行うものとする。

2 任命権者は、前項の警告を行う場合において、不当要求行為等の再発を防止するために必要と認めるときは、規則で定めるところにより、不当要求行為等の行為者の氏名、警告の内容その他の事項を公表することができる。

3 任命権者は、本市の競争入札の参加資格を有する事業者に対して第1項の警告を行ったときは、別に定めるところにより当該事業者に対し指名停止その他の必要な措置を講じることができる。

4 任命権者は、第1項の規定による警告、第2項の規定による公表又は前項の規定による措置を行うときは、第13条第3項に規定する審査会の意見を尊重しなければならない。

(職員の保護)

第16条 任命権者は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、当該権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講じるものとする。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、毎年1回、審査会から報告を受けた不当要求行為等の件数及びその主な内容を公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。
(奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 に次のように加える。

不当要求行為等審査会の委員	日 額 9,500円
---------------	------------

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 5 号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例

奈良市行政組織条例(平成13年奈良市条例第37号)の一部を次のように改正する。

「建 設

第 1 条中「文化経済部」を「観光経済部」に、都市計画
都市整備

部
部 を「都市整備部
部」を「建設部」に改める。
部」

第 2 条文化経済部の部分中「文化経済部」を「観光経済部」に改め、同条建設部の部分及び都市計画部の部分を次のように改める。

都市整備部

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の都市計画事業に関すること。
- (3) 公園及び都市の緑化に関すること。
- (4) 開発指導に関すること。
- (5) 建築指導に関すること。
- (6) 都市景観に関すること。

建 設 部

- (1) 道路その他の土木に関すること。
- (2) 宅地造成事業に関すること。
- (3) 公共用地の取得に関すること。
- (4) 下水道に関すること。
- (5) 河川に関すること。
- (6) 建築に関すること。
- (7) 住宅に関すること。

第 2 条都市整備部の部分を削る。

附 則

この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

地方自治法の一部改正に伴う関連条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 6 号

地方自治法の一部改正に伴う関連条例の整備に関する条例

(奈良市表彰条例の一部改正)

第 1 条 奈良市表彰条例(昭和33年奈良市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「助役又は収入役」を「副市長」に改める。

(奈良市実費弁償条例の一部改正)

第 2 条 奈良市実費弁償条例(昭和23年奈良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「第109条第 5 項、第109条の 2 第 4 項及び第110条第 4 項」を「第109条第 6 項、第109条の 2 第 5 項及び第110条第 5 項」に、「第109条第 4 項、第109条の 2 第 4 項及び第110条第 4 項」を「第109条第 5 項、第109条の 2 第 5 項及び第110条第 5 項」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表の 2 の項中「助 役
収 入 役」を「副 市
長」に改める。

(奈良市税条例の一部改正)

第 4 条 奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市吏員」を「市職員」に改める。

(奈良市立学校施設使用料条例の一部改正)

第 5 条 奈良市立学校施設使用料条例(平成12年奈良市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第238条の 4 第 4 項」を「第238条の 4 第 7 項」に改める。

(奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 6 条 奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例(昭和43年奈良市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「収入役」を「会計管理者」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 7 条 奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、第 2 条の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第 1 条第 2 号に規定する政令で定

める日から、第5条の規定は公布の日から施行する。

(奈良市表彰条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 平成19年4月1日前に助役又は収入役であった者に対する第1条の規定による改正後の奈良市表彰条例第3条第1項の規定の適用については、同項第3号中「副市長」とあるのは、「副市長、助役又は収入役」と読み替えるものとする。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第3条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市副市長定数条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第7号

奈良市副市長定数条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を1人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(奈良市助役定数条例の廃止)
- 2 奈良市助役定数条例(昭和50年奈良市条例第12号)は、廃止する。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市附属機関設置条例及び奈良市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第8号

奈良市附属機関設置条例及び奈良市特別会計条例の一部を改正する条例

(奈良市附属機関設置条例の一部改正)

- 第1条 奈良市附属機関設置条例(昭和28年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市母子福祉生業資金、奨学資金貸付審査会の項及び奈良市身体障害者福祉資金貸付審査会の項を削る。

(奈良市特別会計条例の一部改正)

- 第2条 奈良市特別会計条例(昭和39年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

本則中第7号を削り、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(奈良市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 奈良市福祉資金貸付金特別会計の平成18年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

(平成19年3月30日揭示済)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第9号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整備に関する条例

(奈良市感染症診査協議会条例の一部改正)

- 第1条 奈良市感染症診査協議会条例(平成13年奈良市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」を「第24条第6項」に改める。

第3条第1項中「3人」を「6人以内」に改める。

第5条第2項中「委員全員」を「3人以上の委員」に、「この限りでない」を「通信による連絡方法を用いて審議することができる」に改め、同条第3項中「出席委員」の次に「(前項ただし書の場合には審議した委員)」を加える。

(奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 第2条 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1結核診査協議会の委員の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬額については、その者の立会時間が投票時間(投票所又は期日前投票所を開く時刻から投票所又は期日前投票所を閉じる時刻までの間をいう。)の2分の1を超える場合は当該額とし、2分の1以下の場合は当該額の2分の1に相当する額とする。

- 2 感染症診査協議会の委員の報酬については、通信による連絡方法を用いて当該協議会の審議を行った場合は、支給しないものとする。

(奈良市結核診査協議会条例の廃止)

- 第3条 奈良市結核診査協議会条例(平成13年奈良市条例第39号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(奈良市感染症診査協議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日から平成20年3月31日までの間に任命された奈良市感染症診査協議会の委員の任期は、第1条の規定による改正後の奈良市感染症診査協議会条例

第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、同日までとする。
(平成19年 3 月30日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第10号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 6 年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(平成19年 3 月30日揭示済)

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第11号

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和26年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(降給の事由)

第 2 条の 2 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降給することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

第 3 条の見出しを「(降任、免職、休職及び降給の手続)」に改め、同条第 2 項中「降任若しくは免職又は休職」を「降任、免職、休職及び降給」に改める。

第 4 条の前の見出しを「(休職及び降給の効果)」に改める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(降給の効果)

第 5 条の 2 降給は、当該職員が現に受けている給料の号給の直近下位の号給からその職員の属する職務の級の最低の号給までの範囲内において行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の分限に関する基準、手

続及び効果に関する条例第 2 条の 2 及び第 5 条の 2 の規定は、平成19年 4 月 1 日以後の職員の行為に係る降給処分について適用する。

(平成19年 3 月30日揭示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第12号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 副市長

第 2 条第 3 号を削る。

第 3 条第 2 項中「助役及び収入役」を「副市長」に改める。

第 7 条第 3 項第 2 号中「助役」を「副市長」に改め、同項第 3 号を削る。

附則第 6 項中「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

附則第 7 項中「助役」を「副市長」に、「同表に規定する額（同年 1 月 1 日から同年 3 月31日までの間は、同項の規定により算定した額）」を「同項の規定により算定した額」に改める。

別表中「助 役」を「副 市 長」に改め、収入役の項を削る。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 2 条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年奈良市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成 4 年奈良市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に助役である者に対する第1条の規定による改正後の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定の適用については、助役としての在職期間は、副市長としての在職期間とみなすものとする。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第13号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第22条第2項中「給料月額」を「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)
- 2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料との合計額が、その者

の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者の給料月額と奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項から第23項までを1項ずつ繰り上げる。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第14号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第35項を次のように改める。

35	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内の場合	1件につき5,000円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、9,000円と次項に掲げる手数料額との合計額）
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	1件につき9,000円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、13,000円と次項に掲げる手数料額との合計額）
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	1件につき14,000円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、18,000円と次項に掲げる手数料額との合計額）
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1件につき19,000円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、23,000円と次項に掲げる手数料額との合計額）

			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	1 件につき34,000円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、38,000円と次項に掲げる手数料額との合計額） 1 件につき48,000円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、52,000円と次項に掲げる手数料額との合計額） 1 件につき140,000円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、144,000円と次項に掲げる手数料額との合計額） 1 件につき240,000円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、244,000円と次項に掲げる手数料額との合計額） 1 件につき460,000円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、464,000円と次項に掲げる手数料額との合計額）
別表第35項の次に次のように加える。				
3 5 の 2	構造計算適合性判定手数料	建築基準法第 6 条第 5 項又は第18条第 4 項の規定に基づく構造計算適合性判定を求める事務	構造計算が建築基準法第20条第 2 号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定のみである場合	構造計算適合性判定を行う 1 の建築物ごと（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の14第 1 号に該当する場合は、その部分ごと。以下この項において同じ。）に次に掲げる額を合算した額を加えて得た額 ア 床面積が200平方メートル以内のもの 117,100円 イ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 140,000円 ウ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 162,800円 エ 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 185,700円 オ 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 221,900円

			カ 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 294,700円 キ 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 541,300円
		構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定のみである場合	構造計算適合性判定を行う1の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額を加えて得た額 ア 床面積が200平方メートル以内のもの 88,700円 イ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 100,100円 ウ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 111,600円 エ 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 123,000円 オ 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 139,600円 カ 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 176,000円 キ 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 297,600円
		構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する方法及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定である場合	構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかの判定のみである場合に掲げる額及び構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定のみである場合に掲げる額の合計額
別表第36項中「建築設備に関する確認申請手数料」を「建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料」に、「場合の」を「場合における」に、「確認又は」を「確認若しくは」に、「申請に対する審査」を「申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に係る計画に同法第87条		の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する通知若しくは同条において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する通知に対する審査」に、「計画を変更する」を「計画を変更して建築設備を設置する」に、「計画の変更をして」を「計画を変更して」	

に改め、同表第37項中「工作物に関する確認申請手数料」を「工作物に関する確認申請又は計画通知手数料」に、「第88条第1項又は」を「第88条第1項若しくは」に改め、「確認の申請」の次に「又は同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画通知」を加え、「計画を変更する」を「計画を変更して工作物を築造する」に、「計画の変更をして」を「計画を変更して」に改め、同表第38項中「建築物に関する完了検査申請手数料」を「建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料」に改め、「完了検査の申請」の次に「又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知」を加え、同表第39項中「建築設備に関する完了検査申請手数料」を「建築設備に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料」に、「場合の」を「場合における」に、「完了検査又は」を「完了検査若しくは」に、「申請に対する検査」を「申請又は同法第18条第14項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知若しくは同条において準用する同法第18条第14項の規定に基づく建築設備に関する完了検査通知に対する検査」に改め、同表第40項中「工作物に関する完了検査申請手数料」を「工作物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料」に、「第88条第1項又は」を「第88条第1項若しくは」に改め、「完了検査の申請」の次に「又は同法第18条第14項の規定に基づく工作物に関する完了検査通知」を加え、同表第41項中「中間検査を経た建築物に関する完了検査申請手数料」を「中間検査を経た建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料」に改め、「完了検査の申請」の次に「又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知」を加え、同表第42項中「中間検査を経た昇降機に関する完了検査申請手

数料」を「中間検査を経た昇降機に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料」に、「場合の」を「場合における」に、「申請に対する検査」を「申請又は同法第18条第14項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知に対する検査」に改め、同表第43項中「建築物に関する中間検査申請手数料」を「建築物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、「中間検査の申請」の次に「又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する中間検査通知」を加え、同表第44項中「建築設備に関する中間検査申請手数料」を「建築設備に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に、「場合の」を「場合における」に、「中間検査又は」を「中間検査若しくは」に、「申請に対する検査」を「又は同法第18条第17項の規定に基づく中間検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する中間検査通知に対する検査」に改め、同表第45項中「工作物に関する中間検査申請手数料」を「工作物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、「中間検査の申請」の次に「又は同法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する中間検査通知」を加え、同表第46項中「承認の申請」の次に「又は同法第18条第22項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請」を加え、同表第46項の次に次のように加える。

46 の2	道路位置指定申請手数料	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査	1件につき 50,000円
46 の3	私道の変更又は廃止申請手数料	私道（建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けたものに限る。）の変更又は廃止の申請に対する審査	1件につき 50,000円

別表第115項中「20,500円」を「22,600円」に改め、同表第119項中「26,000円」を「28,600円」に改め、同表第120項中「16,000円」を「17,600円」に改め、同表第129項中「22,000円」を「24,200円」に改め、同表第131項中「35,000円」を「38,500円」に改め、同表第132項中「16,000円」を「17,600円」に、「12,300円」を「13,500円」に、「9,600円」を「10,600円」に、「14,000円」を「15,400円」に、「10,800円」を「11,900円」に改め、同表の備考第5項第2号及び第4号中「確認を受けた建築物」を「確認を受けた建築物又は計画通知に係る建築物」に改め、同表の備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第35の2項に規定する床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 構造計算適合性判定に係る建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごと（建築基準法施行令第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと。以下同じ。）の床面積
- (2) 構造計算適合性判定を含む確認を受けた建築物又は計画通知に係る建築物の計画の変更をして建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごとの床面積（増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する以外の部分の床面積を加えたもの）の2分の1
- (3) 構造計算適合性判定を含まない確認を受けた建築物又は計画通知に係る建築物の計画の変更をして構造計算適合性判定に係る建築物を建築し、又は大規模

模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 第1号に掲げる床面積

附 則

(施行期日)

- この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。ただし、別表第115項、第119項、第120項、第129項、第131項及び第132項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第35項及び第36項から第46の3項までの規定は、この条例の施行の日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

- この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第115項、第119項、第120項、第129項、第131項及び第132項の規定は、平成19年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第15号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

別表（第7条・第8条関係）

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第3項」を「第6条の2第2項」に改める。

第3条第3号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表に次のように加える。

並松バンピーホーム	奈良市蘭生町1,861番地の7
都祁バンピーホーム	奈良市都祁白石町974番地 都祁小学校内
吐山バンピーホーム	奈良市都祁吐山町3,939番地 吐山小学校内
六郷バンピーホーム	奈良市針ヶ別所町820番地 六郷小学校内

附 則

この条例は、平成19年4月6日から施行する。ただし、第1条の改正規定は公布の日から、第3条の改正規定は平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第16号

奈良市墓地条例の一部を改正する条例

奈良市墓地条例（昭和43年奈良市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

墓 地 使 用 料

墓 地 名	単 位	使用料区分		金 額
奈良市東山霊苑	1平方メートルごとに	当 初 使 用 料		5,000円
奈良市西の京公園墓地	1平方メートルごとに	当 初 使 用 料		15,000円
奈良市七条町南山墓地	1平方メートルごとに	当 初 使 用 料		120,000円
		年間使用料	市内に住所を有する者	1,000円
			市外に住所を有する者	4,000円
奈良市寺山霊苑	1平方メートルごとに	当 初 使 用 料		A 192,000円
				B 168,000円
				C 144,000円
		年間使用料	市内に住所を有する者	1,000円
			市外に住所を有する者	4,000円
奈良市都祁墓地	1区画ごとに	当 初 使 用 料		2,000円

備考

- 1 1 平方メートル未満は、1 平方メートルとみなして計算する。
- 2 年間使用料は、年度の中途から使用するとき、月割とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市墓地条例別表の規定中年間使用料に関する部分は、平成19年度以後の年度分の年間使用料について適用し、平成18年度分までの年間使用料については、なお従前の例による。
(平成19年 3 月30日揭示済)

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第17号

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成13年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 2 号中「30,000円」を「31,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に申請される更新の登録に係る手数料について適用し、同日前に申請された更新の登録に係る手数料については、なお従前の例による。
(平成19年 3 月30日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第18号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の 6 中「53万円」を「56万円」に改める。

第12条の12中「 8 万円」を「 9 万円」に改める。

第14条第 1 項中「同月25日」を「同月28日（同日が土曜日のときはその前日、日曜日のときはその前々日）」に改める。

第16条第 1 項中「53万円」を「56万円」に改め、同項第 1 号ア及びイ中「10分の 6 」を「10分の 7 」に改め、同項第 2 号ア及びイ中「10分の 4 」を「10分の 5 」に改め、同

項に次の 1 号を加える。

- (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の 2 第 2 項に掲げる金額に、35万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の 2 を乗じて得た額
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の 2 を乗じて得た額

第16条第 3 項中「第 1 項及び前項」を「第 1 項から前項まで」に、「53万円」を「56万円」に、「 8 万円」を「 9 万円」に、「前項中」を「第 2 項中「前項第 3 号」とあるのは「前項第 3 号（第 5 項において読み替える場合を含む。）」と、第 3 項中「第 1 項第 3 号」とあるのは「第 1 項第 3 号（第 5 項において読み替える場合を含む。）」と、前項中」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、当該納付義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第 3 号の規定による保険料の減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。
- 3 第 1 項第 3 号の規定によつて保険料の減額を受けようとする者は、 8 月31日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、当該納付義務が発生した日から13日を経過した日又は 8 月31日のいずれか遅く到来する日）までに、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他の市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

附則第22項中「第16項」を「第18項」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第21項中「第18項」を「第20項」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第20項中「第18項」を「第20項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則中第19項を第21項とし、第11項から第18項までを 2 項ずつ繰り下げる。

附則第10項中「第 8 項」を「第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則中第 9 項を第11項とし、第 6 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げる。

附則中第5項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

(平成19年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

- 7 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第10条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から7万円を控除した額)」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。
- 附則第4項中「「第313条第3項」を「「同法第313条第3項」」に改め、同項の次に次の1項を加える。

(平成19年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

- 5 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第16条の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から22万円を控除した金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第12条の6、第12条の12、第16条並びに附則第5項及び第7項の規定は、平成19年度以後の年度分の保険料について適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第19号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「同月25日」を「同月28日(同日が土曜日のときはその前日、日曜日のときはその前々日)」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市文化振興条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第20号

奈良市文化振興条例

奈良市は古代日本の都の置かれたまちであり、平城京に開花した文化は、日本の発展の礎となった。今も正倉院の宝物や寺社の建物、伝統行事などを通じて往時の繁栄のさまを偲ぶことができる。

平城京は、世界に向けて門戸を開いた日本で最初の国際都市であり、私たちは大陸からもたらされた宗教文化や技術を、日本の伝統的な自然観と見事に融合させ、重厚な文化を育んできた。「古都奈良の文化財」の世界遺産への登録は、その歴史的・芸術的価値に加えて、それが市民の生活や精神の中に生かされ、今日まで文化として生き続けていることが高く評価されたからである。平安京遷都後の奈良は信仰のまちとしての歴史を刻んできたが、特に中世以来の面影を留める町並みや、そこで連綿と営まれている伝統的な行事や文化財は、その重層的な歴史を物語るものである。

文化は創造力の源泉であり、様々な分野の活力を促し、まちを豊かにする。だれもが等しく空気を吸うごとく、生活の中で文化の薫りに触れられる環境を作ることが、明日の文化の担い手である子どもたちの豊かな情操を育むことになるはずである。それを、人づくり、まちづくりに生かすことによって、古都奈良を生き生きとしたまちに蘇らせることができるのではないだろうか。

私たちは平城京に思いを馳せ、その受容の精神と進取の気風に学び、国際文化観光都市として魅力あるまちづくりを目指すものである。そのためには、古都奈良の顔を大切にしながら新しく育ちつつある文化の芽を慈しみ、奈良市のアイデンティティを磨き抜いていかなければならない。そして、文化の持つ無限の力を生かすため、すべての営みに美しい文化を育む視点を取り入れ、手を携えて共に歩むことを期するべく、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、文化によるまちづくりの基本理念を定め、その実現のための施策を市と市民とが協働で推進していくに当たっての基本的な考え方を明らかにすることにより、本市における文化振興施策の総合的な推進を図り、もって地域の個性を生かした活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化」とは、芸術、芸能、伝

統文化及び生活文化をはじめ、学術、景観、観光及び市民が主体となつて行ふ生涯学習等を含む創造的な諸活動をいう。

(基本理念)

第 3 条 文化によるまちづくりは、次に掲げる理念を基本として行われなければならない。

- (1) 文化に関する活動を行う者(団体を含む。)の自主性及び創造性を尊重すること。
- (2) 市民すべてが文化を創造し、及び享受する権利を有することを尊重し、その環境整備を図ること。
- (3) 芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にしよう努めること。
- (4) 市の歴史及び風土を反映した特色ある文化の育成を目指すこと。
- (5) 文化活動の内容に介入し、又は干渉することなく、それを尊重すること。

(市の責務及び役割)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化によるまちづくりに必要な行政組織を整備し、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

- 2 市は、市民の自発的かつ多様な文化活動を尊重しなければならない。
- 3 市は、市民及び民間団体と協働で、文化の振興に努めなければならない。
- 4 市は、文化振興施策に広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 5 市は、市のすべての施策に文化を育む視^{はぐく}点を取り入れて、それを推進するよう努めなければならない。

(市民及び民間団体の役割)

第 5 条 市民及び民間団体は、それぞれが文化の担い手であることを自覚し、その創造、享受及び発信に積極的に努めるものとする。

- 2 市民及び民間団体は、多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 6 条 市は、文化振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第 7 条 市長は、文化振興施策の総合的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な指針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 市民の文化に対する意識の高揚に関すること。
 - (2) 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。
 - (3) 地域の文化財の保存及び活用に関すること。
 - (4) 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。
 - (5) 文化を担う人材の育成に関すること。
 - (6) 青少年の文化活動の支援に関すること。
 - (7) 学校教育における文化活動の支援に関すること。

- (8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。
- (9) 文化に係る交流の促進に関すること。
- (10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。
- (11) 地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。
- (12) 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。
- (13) 人権の尊重につながる文化活動の推進に関すること。
- (14) 文化の振興と経済との連携に関すること。
- (15) 文化活動における情報通信技術の活用の促進に関すること。
- (16) 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。
- (17) 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。
- (18) その他文化の振興に関する重要事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、次条に定める奈良市文化振興計画推進委員会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(奈良市文化振興計画推進委員会)

第 8 条 前条第 3 項に定めるもののほか、文化の振興に係る計画の策定及びその推進のため、奈良市文化振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、その権限に属することとされた事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

文化振興計画推進委員会の委員	日 額 10,000円
----------------	-------------

(平成19年 3 月30日揭示済)

奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第21号

奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例
奈良市ならまちセンター条例(平成元年奈良市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

会議室	入場料等を徴収しない場合	1	3,600	3,600	3,600	7,200	7,200	8,400
		2	2,400	2,400	2,400	4,800	4,800	6,000
		3	2,400	2,400	2,400	4,800	4,800	6,000
		4	2,400	2,400	2,400	4,800	4,800	6,000
	入場料等を徴収する場合	1	7,200	7,200	7,200	14,400	14,400	16,800
		2	4,800	4,800	4,800	9,600	9,600	12,000
		3	4,800	4,800	4,800	9,600	9,600	12,000
		4	4,800	4,800	4,800	9,600	9,600	12,000

を

会議室	入場料等を徴収しない場合	2	2,400	2,400	2,400	4,800	4,800	6,000
		3	2,400	2,400	2,400	4,800	4,800	6,000
		4	2,400	2,400	2,400	4,800	4,800	6,000
	入場料等を徴収する場合	2	4,800	4,800	4,800	9,600	9,600	12,000
		3	4,800	4,800	4,800	9,600	9,600	12,000
		4	4,800	4,800	4,800	9,600	9,600	12,000

に

改め、同表の備考第5項を次のように改める。

5 次に掲げる場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。

(1) 市民ホール及び多目的ホールを準備、後片付け又は本番に伴う練習のために使用する場合

(2) 市民ホールを本番に伴わない練習のために使用する場合（使用しようとする日前9日に当たる日から使用しようとする日前3日に当たる日までの間に使用承認の申請をしたものに限る。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市ならまちセンター条例別表の1の表備考の規定は、この条例の施行の日以後に申請される使用承認に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成19年3月30日掲示済)

奈良市写真美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第22号

奈良市写真美術館条例の一部を改正する条例

奈良市写真美術館条例（平成4年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

入江泰吉記念奈良市写真美術館条例

第2条の表中「奈良市写真美術館」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月30日掲示済)

奈良市音声館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第23号

奈良市音声館条例等の一部を改正する条例

(奈良市音声館条例の一部改正)

第1条 奈良市音声館条例（平成6年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の備考第5項を次のように改める。

5 次に掲げる場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。

(1) ホールを準備、後片付け又は本番に伴う練習のために使用する場合

(2) ホールを本番に伴わない練習のために使用する場合（使用しようとする日前4日に当たる日から使用しようとする日の前日までの間に使用承認の申請をしたものに限る。）

(なら100年会館条例の一部改正)

第2条 なら100年会館条例（平成10年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の備考第5項を次のように改める。

5 次に掲げる場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。

(1) 大ホール、中ホール及び小ホールを準備、後片付け又は本番に伴う練習のために使用する場合

(2) 中ホールを本番に伴わない練習のために使用する場合（使用しようとする日前9日に当たる日か

ら使用しようとする日前 3 日に当たる日までの間に使用承認の申請をしたものに限る。)

(奈良市西部会館市民ホール条例の一部改正)

第 3 条 奈良市西部会館市民ホール条例(平成12年奈良市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表の備考第 4 項を次のように改める。

4 次に掲げる場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。

- (1) ホールを準備、後片付け又は本番に伴う練習のために使用する場合
- (2) ホールを本番に伴わない練習のために使用する場合(使用しようとする日前 9 日に当たる日から使用しようとする日前 3 日に当たる日までの間に使用承認の申請をしたものに限る。)

(奈良市北部会館条例の一部改正)

第 4 条 奈良市北部会館条例(平成16年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表の備考第 4 項を次のように改める。

4 次に掲げる場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。

- (1) ホールを準備、後片付け又は本番に伴う練習のために使用する場合
- (2) ホールを本番に伴わない練習のために使用する場合(使用しようとする日前 9 日に当たる日から使用しようとする日前 3 日に当たる日までの間に使用承認の申請をしたものに限る。)

(奈良市都祁交流センター条例の一部改正)

第 5 条 奈良市都祁交流センター条例(平成17年奈良市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表の備考第 6 項を次のように改める。

6 次に掲げる場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。

- (1) 多目的ホール及び多目的イベント広場を準備、後片付け又は本番に伴う練習のために使用する場合
- (2) 多目的ホール及び多目的イベント広場を本番に伴わない練習のために使用する場合(使用しようとする日前 9 日に当たる日から使用しようとする日前 3 日に当たる日までの間に使用承認の申請をしたものに限る。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市音声館条例別表、なら100年会館条例別表、奈良市西部会館市民ホール条例別表、奈良市北部会館条例別表及び奈良市都祁交流センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請される使用承認に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成19年 3 月30日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第24号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例(昭和59年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

奈良市高の原第四自転車 駐車場	奈良市右京一丁目12番 地
--------------------	------------------

第 2 条の 2 第 1 項中「次に掲げる駐車場」の次に「(奈良市高の原第四自転車駐車場を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第 2 条の 3 ただし書を削り、同条の表開場時間の項中「まで」の次に「。ただし、奈良市高の原第四自転車駐車場については終日」を加え、同表休場日の項中「12月31日」の次に「。ただし、奈良市高の原第四自転車駐車場については、なし」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場の開場時間及び休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、奈良市高の原第四自転車駐車場の開場時間を変更し、又は臨時に休場することができる。

第 3 条を次のように改める。

(利用できる車両)

第 3 条 駐車場を利用できる車両は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に掲げる車両(以下「自転車等」という。)とする。

(1) 奈良市中筋自転車駐車場及び奈良市高の原第一自転車駐車場

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第 2 条第 1 項第10号に規定する原動機付自転車(以下「原動機付自転車」という。)

イ 道路交通法第 2 条第 1 項第11号の 2 に規定する自転車(以下「自転車」という。)

ウ 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第 2 条の表に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)で総排気量0.125リットル以下のもの(以下「小型自動二輪車」という。)

(2) 奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場

ア 原動機付自転車

イ 自転車

(3) 奈良市高の原第四自転車駐車場

- ア 原動機付自転車
イ 自転車
ウ 小型自動二輪車

エ 道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットルを超えるもの（以下「中型自動二輪車」という。）及び同表に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下「大型自動二輪車」という。）

第4条第1項中「指定管理者」を「指定管理者（奈良市別表（第5条関係）

1 奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場

利用の区分		一時使用料 (1日1回につき)	定期使用料(1箇月につき)	
			市内在住者	市外在住者
自転車	一般	120円	2,300円	2,500円
	学生	100円	1,700円	2,300円
原動機付自転車		220円	3,300円	3,500円
小型自動二輪車		300円	5,000円	5,700円

備考 1 「一時使用料」とは、1回（30分以上の利用をいう。）の利用の都度、使用料を納付するものをいう。

2 「定期使用料」とは、1箇月を単位として、継続して利用するために一括して使用料を納付するものをいう。

3 「市内在住者」とは、市内に住所を有する者をいい、「市外在住者」とは、市内在住者以外の者をいう。

4 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校若しくは同法第83条に規定する各種学校又はこれに類するものとして市長が認める施設に通学又は通園している者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

2 奈良市高の原第四自転車駐車場

利用の区分	一時使用料 (1回につき)
自転車	100円
原動機付自転車	150円
小型自動二輪車	
中型自動二輪車	
大型自動二輪車	

備考 「一時使用料」とは、1回（30分以上24時間以下の利用をいう。）の利用の都度、使用料を納付するものをいう。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第25号

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中登美保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第26号

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「平成19年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(平成19年 3 月30日揭示済)

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第27号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「出納室」を「会計課」に改め、同条第 2 号中「文化経済部」を「観光経済部」に改め、同条第 5 号中「建設部、都市計画部及び都市整備部」を「都市整備部及び建設部」に改める。

第 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 5 条ただし書を削る。

第 8 条第 1 項中「は、議長が会議にはかつて指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、同条第 2 項中「会議にはかつて」を削り、同条第 3 項中「第 3 条（常任委員の任期）第 3 項」を「第 3 条（常任委員の任期）第 2 項」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

第22条第 1 項中「（昭和22年法律第67号）」を「（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第30条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第 3 項の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(平成19年 3 月30日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第28号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第85条第 2 項中「行なう」を「行う」に改める。

第104条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

第152条第 1 項中「又は法附則第32条の 3」を削り、「法第701条の34の」を「同条の」に改め、同条第 2 項中「又は法附則第32条の 3」を削り、「法第701条の34の」を「同条の」に改める。

第159条第 2 項中「から第32項まで、第37項又は第38項」を「、第31項、第36項又は第37項」に改める。

附則第10条の 2 に次の 1 項を加える。

7 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 改修工事が完了した年月日

(6) 改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由

附則第11条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第11条の 3 法附則第17条の 3 第 1 項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第67条第 2 項又は第 4 項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 平成19年度分の固定資産税に係る第85条の規定の適用については、同条第 1 項中「土地価格等縦覧帳簿又は」とあるのは「土地価格等縦覧帳簿（法附則第17条の 3 第 1 項に規定する鉄軌道用地に関する事項が記載されている部分を除く。）又は」とする。

3 第85条の規定は、法附則第17条の 3 第 1 項後段の規定により修正され、又は決定された価格が記載された帳簿の閲覧について準用する。この場合において、第85条第 1 項中「毎年 4 月 1 日から、4 月20日」とあるのは「法附則第17条の 3 第 1 項に規定する鉄軌道用地（以下この条において「鉄軌道用地」という。）に対して課する固定資産税の納税者の求めに応じ、法第415条の規定により土地価格等縦覧帳簿を作成した日の翌日から、当該日から20日を経過した日」と、「土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、家屋価格等縦覧帳簿又はその写しを家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧」とあるのは「当該納税者の閲覧」と、「4 月 2 日」とあるのは「法第415条の規定により土地価格等縦覧帳簿を作成した日の翌々日」と、「縦覧期間」とあるのは

「閲覧期間」と、同条第2項中「縦覧」とあるのは「閲覧」と、「の公示は、奈良市公告式条例第2条第2項に規定するところにより、これを行う」とあるのは「は、鉄軌道用地に対して課する固定資産税の納税者に通知する」と読み替えるものとする。

- 4 法附則第17条の3第7項に規定する特例土地（以下この項において「特例土地」という。）に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第67条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則第23条第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附則第28条の3第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第28条の3の4の次に次の1条を加える。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第28条の4 所得割の納税義務者が支払つた又は控除される保険料（租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

- 2 第28条第3項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、第28条第3項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附則第35条中「第35項、第41項、第45項、第47項、第48項、第51項から第53項まで若しくは第55項」を「第32項、第38項、第42項、第44項、第45項、第48項から第50項まで若しくは第52項」に、「第38項」を「第37項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新

条例」という。）附則第28条の4の規定は、同条第1項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日（以下「施行日」という。）以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成19年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成19年前の年分の個人の事業及び平成19年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成18年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成17年7月1日から平成19年3月31日までの間に取得された地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）附則第11条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第53項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、この条例による改正前の奈良市税条例附則第35条の規定の例による。

（平成19年3月30日揭示済）